#### • 経済センサス (総務省統計局)

所蔵	『経済センサス』で検索 経研セ 335.059  So39
内容	<ul><li>事業所・企業の基本的構造を調査する「基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を調査する「活動調査」から成る</li><li>業種ごと・都道府県ごとの事業所数・従業者数や売上高、費用などを調査</li></ul>
調査頻度	5年ごとに基礎調査、基礎調査の3年後に活動調査
調査対象 *H26基礎調査	<ul><li>調査日現在、国内に所在する事業所</li><li>個人経営の農林漁業、家事サービス業、外国公務は対象外</li></ul>
抽出方法	全数調査
利用上の 注意	比較的広い産業をカバーしている反面、産業分類が大きめであるため、調べたい業界がピンポイントで出ないことがある (業界ごとの官庁統計、民間統計もあわせて使用するとよい)

#### • 企業活動基本調查 (経済産業省)

所蔵	『企業活動基本調査報告書』で検索 経研セ 335.059  Ts91
内容	企業の業績や従業員の状況等に加え、企業の経営方針や企 業活動の実態などを調査
調査頻度	毎年
調査対象	以下の条件を満たす国内企業 ・従業者50人以上 ・資本金額又は出資金額3,000万円以上 ・ <u>指定される調査対象業種</u> に該当
抽出方法	全数調査
利用上の 注意	調査対象範囲が年によって変化しているので、時系列比較する際には注意すること

#### • 法人企業統計調查 (財務省)

所蔵	『法人企業統計季報』 経研セ 335.205  O57 『財政金融統計月報(法人企業統計年報特集号)』経研セ 338.059  O57
内容	営利法人の企業活動・経営状況(資産、負債、損益状況など) について調査。
調査頻度	四半期別調査、年次調査
調査対象	営利法人等 • 四半期別調査は資本金1,000万円以上の企業に限定する • 平成20年度調査から金融業、保険業を調査対象に含む
抽出方法	<ul> <li>金融業、保険業以外の業種:資本金階層別、業種別に層化抽出。資本金5億円以上(平成20年度以前は10億円以上)は全数。</li> <li>金融業、保険業(H20~):資本金階層別、業種別に層化抽出。資本金1億円以上は全数。</li> </ul>

#### • 中小企業実態基本調査 (中小企業庁)

所蔵	『中小企業実態基本調査報告書』 経研セ 335.35  C67
内容	中小企業全般の経営等の実態を明らかにする調査。売上高、 設備投資、仕入先・販売先、研究開発の状況などがわかる。
調査頻度	毎年
調査対象	全国の中小企業のうち、調査対象業種(建設業/製造業/情報通信業/運輸業,郵便業/卸売業,小売業/不動産業,物品賃貸業/学術研究,専門・技術サービス/宿泊業,飲食サービス業/生活関連サービス業,娯楽業/サービス業(他に分類されないもの))に該当し、定められた資本金・従業者数(業種ごとに異なる)を満たす企業
抽出方法	標本調査 ・業種・従業者区分等により標本サイズを設定の上、無作為抽 出

• 個人企業経済調査 (総務省)

所蔵	『個人企業経済調査報告』 経研セ 335.9  So55
内容	個人事業所の経営実態を明らかにする調査。業況判断や営業 収支、従業者、経営形態などについて調査している。
調査頻度	動向調査は四半期ごと、構造調査は年1回
調査対象	全国の個人企業のうち、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業を営むもの。
抽出方法	標本調査(層化3段抽出法) ・第1段-市区町村、第2段-単位区(経済センサスの調査区を組み合わせたもの)、第3段-事業所により選定。

## 2.業況判断に関する統計

#### • 法人企業景気予測調査 (財務省)

所蔵	経研セ335.2  Ke29 ※2007まで
内容	財務省が実施するビジネスサーベイ。判断調査項目(会社の景 況について上昇・下降を選択する等)、計数調査項目(実績値) を調査。
調査頻度	四半期ごと
調査対象	資本金1千万円以上の法人 (電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上)
抽出方法	「法人企業統計四半期別調査」の調査対象法人を、資本金規模別、業種別に層化無作為抽出 ・金融業、保険業以外:資本金20億円以上の階層については全数 ・金融業、保険業:資本金10億円以上の階層については全数

# 2.業況判断に関する統計

### • 中小企業景況調査 (中小企業庁)

所蔵	なし
内容	中小企業の景況判断を明らかにするビジネスサーベイ。今期の 状況や来期の見通し、今期直面している経営上の問題点(選択 式)、自社の業況(自由記述)などを調査。
調査頻度	四半期ごと
調査対象	中小企業基本法に定義する全国の中小企業。 業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種。 業種ごとに対象とする規模・資本金が設定されている。
抽出方法	標本調査。以下の事項に留意しつつ、地域の実情に合わせて適宜選定する。 ・ 当該業種を代表する企業を含めること。 ・ 調査票の回収が確実とみられる企業を選定すること。 ・ 調査対象企業は原則として一定期間(最低3年間)は変更しないこと。